

花小金井四丁目自治会

集会室運営規定

花小金井四丁目アパート集会室 運営規定

第1条

花小金井四丁目アパート集会室(以下集会室)の運営は、この規定の定めるとする。

第2条

集会室の円滑な運営を図る為、集会室管理責任者は、集会室担当者がこれにあたる。

第3条

集会室管理を担当する者は、(以下管理者と言う)使用規定の範囲内に於いて、すべての権限を有する。

第4条

集会室の運営会計は、原則として独立採算とし、使用料・寄付金・その他とする。通常運営の中で欠損を生じた場合、花小金井四丁目自治会の一般会計からの補助を要請することが出来る。

第5条

集会室の収支決算については、会計年度末に会計監査を受け、自治会総会に報告しなければならない。

第6条

(1) 無料

- イ、自治会関係の行事(シルバーピアを含む)を最優先とする。
- ロ、居住者を対象とした官公庁の催し。
- ハ、小平十一小四丁目中地区委員会の催し。

(2) 有料

- イ、各種サークル活動
- ロ、各種勉強会
- ハ、各種親睦会
- ニ、自治会会員以外の老人会、子供会及びその他の会合。

(3) 特別優先事項

イ、葬儀(通夜・告別式)について

自治会員	1,000 円	非自治会員	20,000 円
------	---------	-------	----------

第 7 条

本規定に使用制限及び禁止事項を設ける。

- (1) 葬儀の際の使用は 2 日間とし原則として最優先で取り扱うものとする。
- (2) 利用時間は、午前 9 時より午後 10 時までとし、午前・午後・夜間とに区分する。
- (3) 営利を目的にしたもの、政党政治及び宗教に関するものは、使用を認めない。
- (4) 高音、騒音、その他著しく住民に迷惑を及ぼすと思われる場合には、管理者の判断で使用を断ることができる。
- (5) 小学生以下は保護者同伴、中学生以下は保護者立会いを条件として使用を認める

第 8 条

集会室を使用する場合は、原則として 2 日前までに使用申込書を管理者に提出し許可を得なければならない。

第 9 条

使用責任者は、集会室の使用終了後、直ちに清掃し火気、戸締り等の点検確認を行い、管理者に報告し集会室の鍵を返還しなければならない。

第 10 条

この規定が定めるものの他、集会室運営に不可欠と思われる事が生じた場合、役員会がこれを協議改定し、それを施行する。

第 11 条

本規定に掲示されていない細目の問題は、すべて管理者の判断に委ねるものとする。

第 12 条

本規定は、平成20年 4 月 1 日より施行する。

以上

補足1

集会室使用料については下記の通りとする。(平成 20 年 4 月 13 日改正)

使用時間帯	自治会員	非自治会員
午前 9 時～12 時	600 円	1,000 円
午後 1 時～5 時	600 円	1,000 円
午後 6 時～10 時	600 円	1,000 円

- ① 熱費、水道料を含む。
- ② 使用者が集会室に損壊を与えた場合、小修理(什器、備品等の損耗は使用者負担とする。

補足2

サークル活動において、その会員数が自治会会員で50%を超えた場合の使用は自治会員の使用料とする。

補足3

集会室は、災害時に災害本部となるため、倉庫に自主防災隊の保存食を補完する。その他の物品についてはその都度協議する。

【その他・特記事項】

1、自治会保険について

自治会主催の行事に参加中(往復も含む)、事故で怪我をされた場合には見舞金の請求ができます。事故が起こった場合には、会長もしくは役員に連絡の後、下記に連絡をしてください。

アリコジャパン(小野コンサルタントオフィス)

電話番号 042 - 451 - 8726

2、集会室貸し出しについて

集会室は希望者に貸し出すことができます。

料金表は「花小金井四丁目アパート集会室運営規定」10 ページに掲載

受付専用電話 090-4243-4514

※ 原則的に2日前までに受付係に申し出てください。

尚、通夜・告別式が入った場合には、予約取り消しとなる事があります。その点はご了承ください。

3、掲示板の使用について

掲示板使用希望者は、自治会の書記・広報部又は自治会長に申し出て許可を受けてください。許可がない掲示物は破棄します。

以上

